

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 9 月 1 日改定）

掲載日 2025 年 8 月 13 日

■暗証取扱規定

現 行	改定後
1 暗証取扱い 暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。 ①～②（略） ③ 総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳 A～D（略） <u>E 国際送金（国際送金規定第 7 条（国際送金の取扱い）第 5 項②の国際送金）</u>	1 暗証取扱い 暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。 ①～②（同左） ③ 総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳 A～D（同左） <u>（削除）</u>
8 規定の適用 このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」<u>及び「国際送金規定」</u>の各規定が適用されます。ただし、キャッシュカード規定第 3 条（暗証払）、振替規定第 3 条（電信振替）第 1 項②、現金払規定第 4 条（現金払）第 1 項④<u>及び国際送金規定第 7 条（国際送金の取扱い）第 5 項③の取扱い（通帳を添えてする取扱いに限りません。）</u>はいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	8 規定の適用 このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」<u>及び「現金払規定」</u>の各規定が適用されます。ただし、キャッシュカード規定第 3 条（暗証払）、振替規定第 3 条（電信振替）第 1 項②<u>及び現金払規定第 4 条（現金払）第 1 項④</u>はいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>7 月 8 日</u>から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>9 月 1 日</u>から実施します。

■ゆうちょダイレクト規定

現 行	改定後
1 ゆうちょダイレクト ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。 ①～②（略） ③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第 1 条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第 1 条（無通帳型総合口座）第 1 項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替並びに口座間送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 2 項に規定する口座間送金をいいます。以下この条、第 21 条及び第 23 条において同じとします。）及び国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 3 項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）（以下口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金を併せて「口座間送金等」とい	1 ゆうちょダイレクト ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。 ①～②（同左） ③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第 1 条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第 1 条（無通帳型総合口座）第 1 項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替並びに口座間送金（国際送金規定第 3 条（定義）第 2 項 <u>（同項中「本支店等で、当行所定の書類を提出して請求する方法で」とあるのは「インターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の画面の操作手順に従って請求する方法で」と読み替えるものとします。）</u>に規定する口座間送金をいいます。以下この条、第 21 条及び第 23 条において同じ

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
ます。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）	とします。）及び国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第3項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）（以下口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金を併せて「口座間送金等」といいます。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）
21 口座間送金等 <u>(1) ダイレクトサービスにおける口座間送金は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国（国際送金規定第3条（定義）第4項に規定する交換国をいいます。）において受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第7項及び第10項において同じとします。）に送金資金を入金する取扱いです。</u> <u>(2) ダイレクトサービスにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(3) 利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により口座間送金の請求電文を当行に送信してください。なお、口座間送金等の請求を受け付けるにあたっては、外国為替及び外国貿易法その他の口座間送金等に関して適用のある法律の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</u> <u>(4) 口座間送金に係る契約は、当行がコンピュータシステムにより口座間送金の内容を確認し、振替口座から振替金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。</u> <u>(5) 口座間送金の送金限度額は、第5条の規定にかかわらず、当行所定の金額とします。</u> <u>(6) 利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の処理の経過について調査を請求（第23条第1項③において「調査請求」といいます。）することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(7) 前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により利用者に通知します。関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、利用者の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い又は戻入れをします。この戻入れについては、<u>第9項</u>を準用します。</u> <u>(8) 利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消し（第23条第1項③において「請求の取消し」といいます。）を請求することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(9) 前項の請求がなされた場合において、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を利用者の振替口座に戻し入れます。この場合の戻入金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</u>	21 口座間送金等 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の処理の経過について調査を請求（第23条第1項③において「調査請求」といいます。）することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(2) 前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により利用者に通知します。関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等（<u>国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第5項において同じとします。</u>）に受け入れられていない旨の通知があったときは、利用者の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い又は戻入れをします。この戻入れについては、<u>第4項</u>を準用します。</u> <u>(3) 利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消し（第23条第1項③において「請求の取消し」といいます。）を請求することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u> <u>(4) 前項の請求がなされた場合において、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を利用者の振替口座に戻し入れます。この場合の戻入金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
(10) 関係銀行等から事故のため送金資金の受取人への払渡し又は受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、当行所定の方法により、事故の内容を利用者に通知します。当該通知を受けた利用者は、当該事故に伴う訂正（第 23 条第 1 項③において「事故の訂正」といいます。）を請求しようとするときは、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。 (11) ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第 12 条（第 1 項なお書及び第 2 項を除きます。）及び第 13 条（第 1 項なお書を除きます。）により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。	(5) 関係銀行等から事故のため送金資金の受取人への払渡し又は受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、当行所定の方法により、事故の内容を利用者に通知します。当該通知を受けた利用者は、当該事故に伴う訂正（第 23 条第 1 項③において「事故の訂正」といいます。）を請求しようとするときは、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。 (6) ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第 12 条（第 1 項なお書及び第 2 項を除きます。）及び第 13 条（第 1 項なお書を除きます。）により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。
23 料金 (1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①～②（略） ③ 口座間送金の料金並びに調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 ④～⑦（略） (2)～(3)（略）	23 料金 (1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 ①～②（同左） ③ 口座間送金の調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 ④～⑦（同左） (2)～(3)（同左）
27 免責事項 (1)～(5)（略） (6) 前 4 項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス及び口座間送金等（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 (7)～(9)（略）	27 免責事項 (1)～(5)（同左） (6) 前 4 項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条において「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じた電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス及び国内非居住者円貨建て送金（この条及び次条において「電信振替等」といいます。）については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正な電信振替等に係る振替金、振込金又は払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 (7)～(9)（同左）
28 記号番号等の不正使用による電信振替等 (1)（略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該電信振替等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた電信振替等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 2 項から第 5 項までにかかわらず補てんするものとします。ただし、当該電信振替等が行われたことについて、当行等が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 (3)～(4)（略） (5) 当行が補てん対象額の支払原資となった振替口座について利用者の請求による電信振替、振込、口座間送金等又は払出しを行っている場合には、当該電信振替、振込、口座間送金等又は払出しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、記号番号等の不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。	28 記号番号等の不正使用による電信振替等 (1)（同左） (2) 前項の請求がなされた場合、当該電信振替等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた電信振替等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項及び第 5 項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 2 項から第 5 項までにかかわらず補てんするものとします。ただし、当該電信振替等が行われたことについて、当行等が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 (3)～(4)（同左） (5) 当行が補てん対象額の支払原資となった振替口座について利用者の請求による電信振替、振込、国内非居住者円貨建て送金又は払出しを行っている場合には、当該電信振替、振込、国内非居住者円貨建て送金又は払出しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、記号番号等の不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
(6)～(7)（略）	(6)～(7)（同左）
附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>7 月 8 日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） 1 この改正規定は、2025 年 <u>9 月 1 日</u> から実施します。

■国際送金規定

現 行	改定後
2 取扱店の範囲 <u>口座間送金及び</u> 国内非居住者円貨建て送金は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ゆうちょの国際送金は当行所定のホームページにて行うことができます。	2 取扱店の範囲 <u>口座間送金の調査請求、取消しの請求並びに事故の訂正及び</u> 国内非居住者円貨建て送金は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ゆうちょの国際送金は当行所定のホームページにて行うことができます。
3 定義 (1)（略） (2) 口座間送金 口座間送金とは、口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、 <u>交換国</u> において受取人の銀行口座等に送金資金を入金するものをいいます。 (3)（略） (4) 交換国 交換国とは、本邦とゆうちょの国際送金 <u>及び口座間送金</u> を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。 (5) 表示貨幣 表示貨幣とは、ゆうちょの国際送金 <u>及び口座間送金</u> において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。 (6)～(7)（略）	3 定義 (1)（同左） (2) 口座間送金 口座間送金とは、 <u>2025 年 8 月 31 日までに、本支店等で、当行所定の書類を提出して請求する方法で、</u> 口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、 <u>本邦と口座間送金を交換していた国又は地域</u> において受取人の銀行口座等に送金資金を入金するものをいいます。 (3)（同左） (4) 交換国 交換国とは、本邦とゆうちょの国際送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。 (5) 表示貨幣 表示貨幣とは、ゆうちょの国際送金において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。 (6)～(7)（同左）
4 国別交換条件 交換国ごとの表示貨幣等、ゆうちょの国際送金 <u>及び口座間送金</u> の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、ゆうちょの国際送金 <u>及び口座間送金</u> に必要な支払指図の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。	4 国別交換条件 交換国ごとの表示貨幣等、ゆうちょの国際送金の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、ゆうちょの国際送金に必要な支払指図の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。
7 国際送金の取扱い (1)～(4)（略） <u>(5) 口座間送金の請求は、次により行ってください。</u> <u>① 口座間送金を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額（当行所定の金額を上限とします。）、差出人並びに受取人の住所及び氏名その他必要事項（法令に定める取引時確認に係る確認事項を含みます。以下同じとします。）を正確に記入し、押印（又は署名）のうえ、本支店等（差出人が自己の口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等に限ります。）に提出してください。</u> <u>② 総合口座取引規定第 3 条（利用の申込み）第 3 項により申し込まれた口座（以下第 10 条第 2 項及び第 11 条第 3 項において「総合口座」といいます。）により口座間送金の請求をしようとするときは、①にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。③において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。</u> <u>③ ②の請求は、必要事項を記入した当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第 10 条第 2 項及び第 11 条第 3 項において「カード等」といいます。）を添</u>	7 国際送金の取扱い (1)～(4)（同左） <u>(削除)</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
<u>えて提出し、当該書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。</u> <u>④ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第 21 条第 2 項及び第 23 条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を口座間送金の内容として取り扱います。</u> <u>(6) 前項の請求内容について、請求書類の記載内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u> <u>(7) 国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第 3 条（電信振替）（第 2 項を除きます。）又は振込規定第 3 条（振込の依頼）（第 2 項を除きます。）により行ってください。</u> <u>(8) 国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第 4 項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</u> <u>(9) ゆうちょの国際送金及び口座間送金の請求に当たっては、送金資金を利用者又は差出人（以下これらを併せて「利用者等」といいます。）の口座の預り金から払い出すことによりいただきます。</u> <u>(10) 国際送金の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</u> <u>(11) 口座間送金又は国内非居住者円貨建て送金の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類（国内非居住者円貨建て送金については振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</u>	<u>(5) 口座間送金の請求内容について、請求の際に差出人から提出された当行所定の書類の記載内容に不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u> <u>(6) 国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第 3 条（電信振替）（第 2 項を除きます。）又は振込規定第 3 条（振込の依頼）（第 2 項を除きます。）により行ってください。</u> <u>(7) ゆうちょの国際送金及び国内非居住者円貨建て送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第 3 項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</u> <u>(8) ゆうちょの国際送金の請求に当たっては、送金資金を利用者の口座の預り金から払い出すことによりいただきます。</u> <u>(9) ゆうちょの国際送金及び国内非居住者円貨建て送金の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</u> <u>(10) 国内非居住者円貨建て送金の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類（振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</u>
8 国際送金の成立及び解除 (1)（略） <u>(2) 口座間送金は、当行が口座間送金の請求を承諾し、送金資金及び当行所定の料金を受領した時に成立するものとします。ただし、口座から送金資金及び当行所定の料金を相当する預り金を払い出すことができなかったときは、その口座間送金の請求は、初めからなかったものとして取り扱います。</u> <u>(3) 国内非居住者円貨建て送金の成立については、振替規定第 4 条（第 2 項を除きます。）又は振込規定第 4 条（第 2 項を除きます。）によるものとします。</u> <u>(4) 前 3 項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めたときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u> ①～⑥（略） <u>(5) 前項による解除の場合には、当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。</u>	8 国際送金の成立及び解除 (1)（同左） <u>（削除）</u> <u>(2) 国内非居住者円貨建て送金の成立については、振替規定第 4 条（第 2 項を除きます。）又は振込規定第 4 条（第 2 項を除きます。）によるものとします。</u> <u>(3) 前 2 項によりゆうちょの国際送金又は国内非居住者円貨建て送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めたときは、当行においてゆうちょの国際送金又は国内非居住者円貨建て送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u> ①～⑥（同左） <u>(4) 前項による解除の場合には、当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。</u>
9 反社会的勢力との取引拒絶 (1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。 なお、前条第 1 項から第 3 項のいずれかにより国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ① 利用者等（代理人を含むほか、利用者等が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）及び受	9 反社会的勢力との取引拒絶 (1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。 なお、前条第 1 項又は第 2 項により国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ① 利用者又は差出人（以下これらを併せて「利用者等」といいます。）及び受取人（利用者等には代理人を含むほか、利用者等又は受取人が

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
取人（受取人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。 A～G（略） ②（略） (2)～(3)（略）	法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。 A～G（同左） ②（同左） (2)～(3)（同左）
10 調査請求 (1)（略） (2) <u>総合口座</u>の加入者がする口座間送金の処理の経過の調査請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に<u>カード等</u>を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。 (3)～(6)（略）	10 調査請求 (1)（同左） (2) <u>総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（第11条第3項において「総合口座」といいます。）</u>の加入者がする口座間送金の処理の経過の調査請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に<u>カード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（以下この項及び第11条第3項において「カード等」といいます。）</u>を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。 (3)～(6)（同左）
14 料金等 (1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ① <u>国際送金</u>の料金は、利用者等の口座の預り金から控除することによりいただきます。 ②～③（略） (2)（略）	14 料金等 (1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ① <u>ゆうちょの国際送金及び国内非居住者円貨建て送金</u>の料金は、利用者等の口座の預り金から控除することによりいただきます。 ②～③（同左） (2)（同左）
15 換算割合 ゆうちょの国際送金<u>及び口座間送金</u>の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が1銭以上1円未満であるときは、その金額を1円とします。	15 換算割合 ゆうちょの国際送金の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が1銭以上1円未満であるときは、その金額を1円とします。
19 免責 (1)～(4)（略） (5) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（<u>以下</u>次条においてこれらを併せて「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正なゆうちょの国際送金に係る払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 (6)（略）	19 免責 (1)～(4)（同左） (5) 前4項の規定にかかわらず、記号番号等の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（次条においてこれらを併せて「偽造等」といいます。）により他人に記号番号等を不正使用され生じたゆうちょの国際送金については、利用者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、次条において同じとします。）は、当該不正なゆうちょの国際送金に係る払出金に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。 (6)（同左）
20 記号番号等の不正使用によるゆうちょの国際送金 (1)（略） (2) 前項の請求がなされた場合、当該ゆうちょの国際送金が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされたゆうちょの国際送金に係る損害の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第2項から第4項までにかかわらず補てんするものとします。ただし、当該ゆうちょの国際送金が行われたことについて、当行等が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 (3)～(7)（略）	20 記号番号等の不正使用によるゆうちょの国際送金 (1)（同左） (2) 前項の請求がなされた場合、当該ゆうちょの国際送金が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされたゆうちょの国際送金に係る損害の額に相当する金額（以下この項<u>及び第5項</u>において「補てん対象額」といいます。）を前条第2項から第4項までにかかわらず補てんするものとします。ただし、当該ゆうちょの国際送金が行われたことについて、当行等が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 (3)～(7)（同左）
21 通知等のための連絡先等 (1)（略） (2) 口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金の取扱いについて差出人	21 通知等のための連絡先等 (1)（同左） (2) 口座間送金及び国内非居住者円貨建て送金の取扱いについて差出人

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
に通知し又は照会する場合には、差出人から提出された <u>請求書類</u> その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。 (3)（略）	に通知し又は照会する場合には、 <u>請求の際に</u> 差出人から提出された <u>当行所定の書類</u> その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。 (3)（同左）
23 国際送金に関する情報の通知 当行は、業務を適正に遂行するため、差出人から提出された <u>請求書類</u> その他の書類に記載された住所、氏名、口座番号その他の情報又は第 5 条に定める登録に当たって届け出た口座について届出のあった住所、氏名、口座番号その他の情報を関係銀行等又は受取人に通知することがあります。	23 国際送金に関する情報の通知 当行は、業務を適正に遂行するため、 <u>請求の際に</u> 差出人から提出された <u>当行所定の書類</u> その他の書類に記載された住所、氏名、口座番号その他の情報又は第 5 条に定める登録に当たって届け出た口座について届出のあった住所、氏名、口座番号その他の情報を関係銀行等又は受取人に通知することがあります。
附 則 （実施期日） この改正規定は、2025 年 <u>7 月 8 日</u> から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。	附 則 （実施期日） 1 この改正規定は、2025 年 <u>9 月 1 日</u> から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。
<u>（新設）</u>	<u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定の実施の際、すでに成立している口座間送金について、当行が第 8 条第 3 項各号の一にでも該当すると認めたときは、当行において口座間送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u>

■スマートフォンアプリ利用規定

現 行	改定後
第 33 条（本アプリの不正使用による機械払及び通常払込み等） 1（略） 2 前項の請求がなされた場合、当該機械払又は当該通常払込み等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた機械払又は通常払込み等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 1 項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該機械払又は当該通常払込み等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 3～7（略）	第 33 条（本アプリの不正使用による機械払及び通常払込み等） 1（略） 2 前項の請求がなされた場合、当該機械払又は当該通常払込み等が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた機械払又は通常払込み等に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項及び第 5 項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 1 項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該機械払又は当該通常払込み等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 3～7（同左）
第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～④（略） ⑤ ダイレクトサービスにおいて以下 A から G に掲げる取扱いを利用するにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。） A～D（略） E <u>口座間送金等</u> F～G（略） ア～イ（略） ⑥～⑪（略） 2（略）	第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ①～④（同左） ⑤ ダイレクトサービスにおいて以下 A から G に掲げる取扱いを利用するにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。） A～D（同左） E <u>国内非居住者円貨建て送金</u> F～G（同左） ア～イ（同左） ⑥～⑪（同左） 2（同左）
第 40 条（本サービスの利用）	第 40 条（本サービスの利用）

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 9 月 1 日改定）

現 行	改定後
1～4（略） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①（略） ② <u>ゆうちょダイレクト規定第 21 条（口座間送金等）に規定する口座間送金の取扱い</u> ③ 第 22 条及びゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 7 項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更 ④ 国際送金規定第 3 条（定義）第 1 項に規定するゆうちょの国際送金の取扱い ⑤ 前条第 1 項②に規定する生体認証又はパスコード認証を行う取扱い ⑥ 前条第 1 項⑥ A 及び I に規定する取扱い ⑦ 前条第 1 項⑦ A から C に規定する取扱い ⑧ 第 10 条第 3 項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限ります。） 6～17（略）	1～4（同左） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①（同左） <u>（削除）</u> ② 第 22 条及びゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 7 項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更 ③ 国際送金規定第 3 条（定義）第 1 項に規定するゆうちょの国際送金の取扱い ④ 前条第 1 項②に規定する生体認証又はパスコード認証を行う取扱い ⑤ 前条第 1 項⑥ A 及び I に規定する取扱い ⑥ 前条第 1 項⑦ A から C に規定する取扱い ⑦ 第 10 条第 3 項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限ります。） 6～17（同左）

以上